

項目	コメント内容
津波 (第8条)	<p>受入れ区域の各架台に対して津波の水流でも固定状態が維持されると評価しているが、受入れ区域の搬送台車について同様の評価をしなくてよい理由について説明すること。</p> <p>&lt;3/3 追加コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽扉の閉運用について、保安規定の約束事項として、申請書に追記すること。</li> <li>・ 搬送台車がどこに配置されているのか図示すること。</li> </ul>

(回答)

搬送台車にキャスクが積載された状況では、 (下図参照) とするため、津波が受入れ区域にそのまま流入することはない。従って、津波の水流に対する評価は不要とした。

(追加回答)

については、次の内容を追記する。  
 とする時間は必要最小限とすることを保安規定に定め、運用する。」

搬送台車の通常の配置 (破線内を想定) を下図に示す。

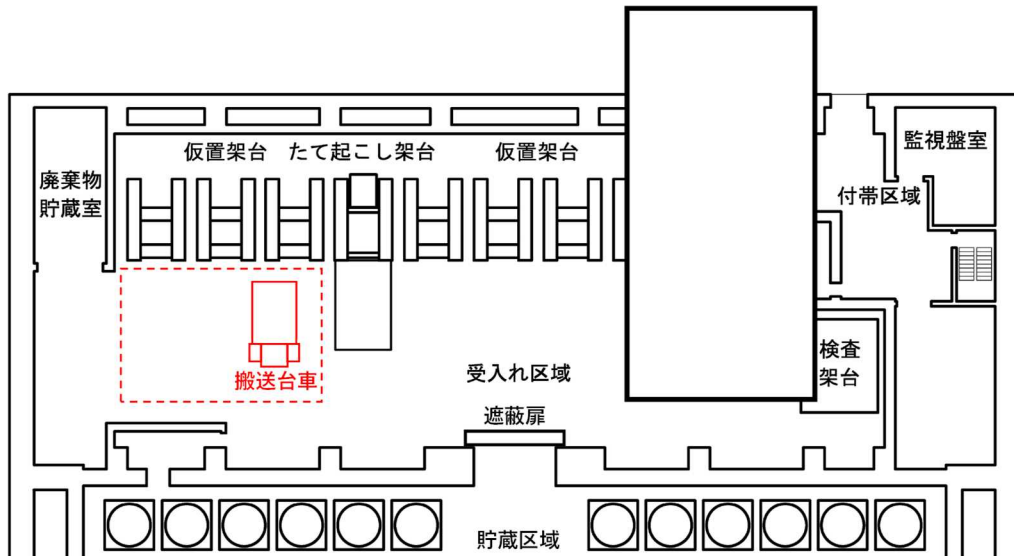


図 搬送台車の通常の配置

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

以上